

条件等を改善すべきでないか。  
**【答】** 雇用期間や勤務時間について配慮する必要があり、支援員の増員と併せて、拡充に向け検討する。

◆質問 竹村 博之

**住宅リフォーム助成制度の実施で中小企業支援を**

**【問】** 市は産業振興条例に基づき、産業施策を推進するため、どのように取り組んでいるのか。

**【答】** 来年度から開始する新たなビジョンの策定を進めており、今後もさらなる施策の推進に努める。

**【問】** 多くの地方公共団体で実施されている住宅リフォーム助成制度は、住環境の改善や地域経済の活性化に大きな効果を発揮している。本市も前向きに実施を検討してはどうか。

**【答】** 国などから活用可能な交付金等が示された場合は、制度の実施について関係部局と協議したい。

**政府等へ意見書・決議**

次の意見書案4件と決議案1件を可決し、政府等に送付しました。

◇「議案第98号 平成27年度吹田市一般会計補正予算(第4号)」に対する附帯決議

本案には、平成28年度(2016

年度)から山一、山三、西山田、津雲台、青山台の五つの留守家庭児童育成室運営業務を3年間にわたり民間委託するための債務負担行為が歳出予算に含まれている。

この間、保護者への説明が順次行われているが、民間委託により子供たちの環境や保育内容が数年おきに变化する可能性があるとして、一部の保護者からは不安や疑問の声が上がっている。そのため、計画期間内で十分な説明に努めることが求められている。

本市の学童保育は、昭和41年(1966年)から実施、昭和57年(1982年)に条例が制定され、公設公営で運営されてきた長い歴史がある。保護者の就労保障と児童の健全育成を目的とした制度であることに鑑み、保育水準の維持についての検証体制を整えるよう求める。

(全員賛成)

◇戦没者遺骨収集推進法の早期成立と具体的な行動を求める意見書

厚生労働省によれば、海外での戦没者は約240万人にも上り、そのうち約113万柱の遺骨はいまだに収集されていない。

現在、海外戦没者の遺骨収集は国の補助事業として行われているが、国会において平成27年9月11日、

委員会提出法律案として戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案が提出された。同法案では遺骨収集を国の責務として明確に位置付け、今年度から10年間に事業の集中実施期間とし、政府は遺骨収集の基本計画を策定し、情報収集や遺骨収集に取り組まなければならないと定めており、遅々として進まない遺骨収集の迅速化を図る狙いがある。同法案は衆議院においては全会一致で可決されたが、参議院においては日程の都合により継続審査となっている。

終戦から70年が経過してもなお帰還できていない海外戦没者の遺骨収集を果たし、再び祖国に帰還できるよう、参議院において継続審査となった戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案を早期に成立させ、成立後はその責務を果たすため、具体的に行動するよう強く求める。

(全員賛成)

◇地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書

地方創生の深化に向けた支援として、次の事項を実現するよう強く要望する。(1)地方財政措置における、まち・ひと・しごと創生事業費と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに、必要な財源を確保すること(2)本年度に創設されたま

ち・ひと・しごと創生事業費(1兆円)については、地方創生に係る各地方公共団体の取組のベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること(3)来年度に創設される新型交付金については、昨年度補正予算に盛り込まれた地方創生先行型交付金以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手の良いものにする(4)新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各地方公共団体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講じるなど、意欲のある地方公共団体が参加できるように配慮すること。

(賛成多数)

◇子供の医療費助成制度の創設と市町村国民健康保険への国庫負担金減額措置の中止を求める意見書

国においては子供の医療費助成制度がないだけでなく、助成する市町村に対し国民健康保険への国庫負担金を減額し、国民健康保険財政を圧迫している。そのため、次の事項の実現を強く要望する。(1)国として子供の医療費助成制度を創設すること(2)市町村の国民健康保険への国庫負担金を減額するペナルティー措置を来年度から中止すること。(賛成多数)

定例会の概要

各会派の質問

意見書

常任委員会

要望・陳情

議決結果

企業決算

議会のほなし

決議

### ◆大阪府の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書

どの地域のどの家庭に生まれても、心身の成長期にある子供が必要な医療を安心して受けることができるよう、次の事項を要望する。(1)大阪府の乳幼児医療費助成制度の対象年齢を高校卒業まで引き上げること(2)同制度の所得制限を撤廃すること(3)同制度の一部自己負担を廃止すること。

(賛成多数)



なお、このほかに「安全保障関連法案の強行採決に抗議し、同法の廃止を求める意見書案」が提案されましたが、賛成少数で否決しました。

### 常任委員会の審査から

各常任委員会に付託した主な議案について、審査した内容の一部(主な質疑項目、意見の概要)をお伝えします。

なお、文教産業委員会には付託議案はありません。

## 財政総務

### 手数料条例の一部改正

(賛成多数で承認)

#### ▲主な質疑項目▼

- 個人番号を記載した住民票の写しによる行政手続も可能であるにもかかわらず、個人番号の通知カードを紛失等で再交付する意義
  - 同カードが再交付扱いとなる基準
  - 同カードを提示せず、個人番号を記載した場合の行政手続の可否
  - マイナンバー制度に関する相談を受ける市コールセンター業務委託事業者と、本市職員が情報共有を図る必要性
  - 同センターへの現時点での相談の有無
  - 同制度の実施に伴う本市の負担額
  - 同制度に関連した詐欺等の防止策
- ▲反対意見の概要▼
- マイナンバー制度は市民負担増

となる制度であり、また個人情報保護のセキュリティ問題が解決していないため、賛成できない。

同制度が本格実施になると、市の税や福祉の申請窓口で番号提示を要求されるが、本人確認はほかの方法でも可能であり、市民に過大な負担がかからないよう努力されたい。

## 福祉環境

### 一般会計補正予算中所管分

(全員賛成で承認)

#### ▲主な質疑項目▼

- ◆留守家庭児童育成室運営業務の民間委託について
- 新たに委託する5か所の育成室を決定した経過及び保護者や地域住民に早期に説明を行う必要性



留守家庭児童育成室の様子

- 委託のメリット及び障がいのある児童に対する保育の質の確保
- 委託することによる児童への影響

○委託後に、配慮を要する児童に対し、指導員を増員する場合の決定方法及び予算の確保策

○他市等の委託事例の紹介による保護者の不安の払拭

○育成室の年限延長等の実施に当たり、委託を前提とせず、現状を分析したうえで実施主体を検討する必要性

○指導員の離職率が高い理由及びその改善策

○子ども・子育て支援審議会の意見を尊重した施策の実施

#### ▲賛成意見の概要▼

- 1 委託後も行政の関わりが薄くならないよう、相談窓口など残すべきところはしっかりと残されたい。
- 2 委託しても、最終責任は市の執行機関にあることを十分に理解し、真摯に対応されたい。
- 3 子ども・子育て支援審議会での意見を尊重し、育成室運営業務をはじめ、子ども施策全般にその意見を反映されたい。

4 育成室における業務時間外の職務以外での指導員拘束の問題が明らかになった。直ちに職場環境を改善し、指導員の確保や離職率の低下に積極的に対応されたい。

#### ▲その他の意見の概要▼

政策決定に至る過程で、報告等が全くなく非常に遺憾である。市は、今後委託する6か所の育成室を秘匿し

ており、このような状態で関連予算は認められない。しっかりと報告等をすることを求め、退席する。

※審査の後、委員から本案に対し、委員会での議論を踏まえ、保育水準の維持についての検証体制を整えることを求める附帯決議案が提出され、委員会は全員賛成で承認しました。

さらに、本会議で本案が可決された場合には、同内容の決議を委員会提出議案として本会議に提出することも全員賛成で承認しました。(附帯決議の概要は9面に掲載)

## 建設

### 自転車等放置防止条例の一部改正 (全員賛成で承認)

#### △主な質疑項目▽

○放置禁止区域と隣接した放置禁止区域外に放置されている自転車等への対策



放置禁止区域外に放置されている自転車の撤去

○放置禁止区域外の放置自転車等のパトロール方法及びその周期

○第三者により正当な駐車場所から放置禁止区域内に移された自転車等が撤去された場合の所有者への柔軟な対応

○放置禁止区域外における放置自転車等の対策を進めるうえで、自転車駐車場などの整備

○放置自転車等をなくすための自転車駐車場整備の必要性

○保管期間が経過した自転車等の売却先の選定方法

○優先売却先の福祉団体が1団体である理由及びすべての福祉団体への優先売却制度の周知徹底

## 議会日誌

7月定例会閉会日以後の主な議会活動は、次のとおりです。

### 〔8月〕

31日 議会広報委員会

### 〔9月〕

1日 企業決算審査特別委員会

2日 全員協議会

7日 議会運営委員会

8日 企業決算審査特別委員会

17日 議会運営委員会

29日 本会議、議会運営委員会

### 〔10月〕

6日 本会議

7日 本会議

8日 本会議、議会運営委員会

9日 本会議、決算審査特別委員会

13日 常任委員会（財政総務、福祉環境、建設）、財政総務委員協議会

14日 福祉環境委員会

16日 議会運営委員会

19日 本会議、議会運営委員会、財政総務委員会

## 要望・陳情

7月定例会閉会日以後、次の要望・陳情書が提出されました。

陳情書

○地球社会建設決議陳情書（2件）

○外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情

○平成28年度理科教育設備整備費等補助金事業への積極的な予算措置などを求める要望

○妊産婦個別歯科健康診査の充実向上など、平成28年度地域保健医療に関する要望書

○佐竹台地区に高齢者施設の誘致促進などを求める要望

○第3期大阪府千里佐竹台住宅の建て替え事業に関する要望への支援について

○大阪府の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書採択に関する

○留守家庭児童育成室の民間委託拡大方針の撤回と今後の学童保育の在り方の検討を求める要望書

## 請願書や陳情書の提出について

市民の皆さんは、市政に対する要望や意見を文書にして、いつでも市議会に提出することができます。

請願書（請願を紹介する1名以上の市議会議員の署名または記名押印が必要）が議会に提出されると、委員会に付託して慎重に審査します。本会議で最終的に採択（取り上げるべき）と決定した場合は、市長に送付し、市長からは次の定例会に請願の処理の経過及び結果が報告されます。

また、陳情書は、その写しを全議員に速やかに配付して内容の周知を図っています。

### 書式例

（表紙）

（内容）

<p>〇〇に関する請願（陳情）</p> <p>紹介議員（※陳情の場合は不要）</p> <p>（議員氏名） ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○</p>	<p>〇〇に関する請願（陳情）</p> <p>吹田市議会議長 ○○ ○○様 平成〇年〇月〇日</p> <p>請願者（陳情者） 住所 氏名 ㊟</p> <p>請願（陳情）の趣旨 _____</p> <p>請願（陳情）の項目 1 _____ 2 _____</p>
--	--